

## 住宅改修 必要書類のチェックリスト(事後申請用(工事後))

被保険者番号	被保険者名	要介護度(領収日時点)	在宅の有無	支給方法
		要支援1.要支援2	在宅・入院(所)中	償還払い・受領委任払い
		要介護1.2.3.4.5	(退院(所)見込: 年 月 日)	
改修の内容	1.手すりの取付け 2.段差の解消(スロープ、踏み台、その他( )) 3.床材の変更(居室、風呂、その他( )) 4.引き戸等への扉の取替え(扉、ドアノブ、その他( )) 5.洋式便器等への便器の取替え(和式→洋式、洋式の向き変更) 6.その他( )			

チェック項目
<b>□住宅改修支給申請書</b>
<input type="checkbox"/> 記入が必要な全ての項目が記載されている。
<input type="checkbox"/> 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している。
<input type="checkbox"/> 申請者欄は、被保険者本人の住所、氏名が記入され、押印されている。
<input type="checkbox"/> 受領委任払いの場合は、受任者の欄に記入され、押印されている。
<input type="checkbox"/> 工事着工日、完了日は、受認通知書の日付以後である。
<input type="checkbox"/> 申請日は、工事完了日および領収日以後の日付である。
<b>□領収書の写し</b>
<input type="checkbox"/> 宛名、被保険者本人である。
<input type="checkbox"/> 領収年月日は、受認通知書の日付以後である。
<input type="checkbox"/> 施工業者の社名、住所等の記入、押印がされている。
<input type="checkbox"/> (償還払いの場合)領収金額が事前申請した見積金額(工事費見積書)と同額である。
<input type="checkbox"/> (受領委任払いの場合)領収金額が利用者負担額と一致する。 (利用者負担額は、支給対象額から保険給付額(支給対象額に8割ないし9割をかけて、少数点以下切捨てたもの)を差し引いた金額))
<b>□改修前後の写真(撮影日付入りのもの)※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外</b>
<input type="checkbox"/> 改修箇所ごとの写真であり、欄外に改修箇所の記載がある。
<input type="checkbox"/> 写真の枠内に日付が入っている。
<input type="checkbox"/> 段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)が撮ってある。
<input type="checkbox"/> 同方向から撮影した写真である。
<input type="checkbox"/> 現像した写真の場合は、A4の紙に両面テープで貼るか、アルバム等に入れてある。
<input type="checkbox"/> (改修後のみ)使用した部材が写真の中で確認できる。
<input type="checkbox"/> (改修後のみ)固定状況や段差状況が確認できる。
<b>□その他</b>
<input type="checkbox"/> 事前申請時に入院または入所中で、事後申請時もまだ入院または入所中の場合は、退院・退所日予定日がわかる書類を添付 (退院・退所が確認がとれない場合は、支給はされません。)

※住宅改修支給申請書、領収書の写し、改修後の写真の順番で左上をクリップ止めしてご提出ください。

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。

- 事前申請と内容は同じであるが、補強材が必要なくなった等の理由で減額になった場合は、事後申請時に必要な書類に加えて、事前申請時の見積書と、実際に行った工事の工事内訳書(訂正箇所が分かるように記載したもの)を添付し支給申請してください。
- 事前申請した工事内容に追加や金額の増額が生じた場合は、再度事前申請をする必要がありますので、市にお問い合わせください。
- 住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け市の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合がありますので、市にお問い合わせください。